

エス ファンド
S－FUND（3ヶ月決算）B号

目論見書（訂正事項分）

2004 年 4 月

U F J パートナーズ投信

1. この目論見書により行う^{エス ファンド}S－FUND（3ヶ月決算）B号の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 15 年 5 月 20 日に関東財務局長に提出しており、平成 15 年 5 月 21 日にその効力が生じております。
2. ^{エス ファンド}S－FUND（3ヶ月決算）B号の受益証券の価額は、債券等の有価証券市場の相場変動、先物取引市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動、金利の変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。

1. 有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

平成 15 年 5 月 20 日付をもって提出した有価証券届出書について、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 訂正内容（変更後の内容を記載しています。）

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

4 手数料等および税金

（3）信託報酬等

①委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × ②に掲げる信託報酬率

②毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。）の翌日から、翌月の最終営業日までに係る信託報酬率については、当該各月の最終 5 営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値（「コールレート平均値」といいます。）に応じ、次に掲げる表の通りとします。

コールレート 平均値	信託報酬率（年率）	内 訳		
		委託会社	販売会社	受託会社
0.02%未満	0.01575%以下* (税抜 0.015%以下)	0.00252%以下* (税抜 0.0024%以下)	0.01071%以下* (税抜 0.0102%以下)	0.00252%以下* (税抜 0.0024%以下)
0.03%未満	0.021%以下* (税抜 0.02%以下)	0.00336%以下* (税抜 0.0032%以下)	0.01428%以下* (税抜 0.0136%以下)	0.00336%以下* (税抜 0.0032%以下)
0.04%未満	0.02625%以下* (税抜 0.025%以下)	0.0042%以下* (税抜 0.004%以下)	0.01785%以下* (税抜 0.017%以下)	0.0042%以下* (税抜 0.004%以下)
0.05%未満	0.0315%以下* (税抜 0.03%以下)	0.00504%以下* (税抜 0.0048%以下)	0.02142%以下* (税抜 0.0204%以下)	0.00504%以下* (税抜 0.0048%以下)
0.075%未満	0.0525%以下* (税抜 0.05%以下)	0.0084%以下* (税抜 0.008%以下)	0.0357%以下* (税抜 0.034%以下)	0.0084%以下* (税抜 0.008%以下)
0.1%未満	0.07875%以下* (税抜 0.075%以下)	0.0126%以下* (税抜 0.012%以下)	0.05355%以下* (税抜 0.051%以下)	0.0126%以下* (税抜 0.012%以下)
0.2%未満	0.13125%以下* (税抜 0.125%以下)	0.021%以下* (税抜 0.02%以下)	0.08925%以下* (税抜 0.085%以下)	0.021%以下* (税抜 0.02%以下)
0.3%未満	0.18375%以下* (税抜 0.175%以下)	0.0294%以下* (税抜 0.028%以下)	0.12495%以下* (税抜 0.119%以下)	0.0294%以下* (税抜 0.028%以下)
0.4%未満	0.21%以下* (税抜 0.2%以下)	0.0357%以下* (税抜 0.034%以下)	0.1428%以下* (税抜 0.136%以下)	0.0315%以下* (税抜 0.03%以下)
0.5%未満	0.23625%以下* (税抜 0.225%以下)	0.0441%以下* (税抜 0.042%以下)	0.16065%以下* (税抜 0.153%以下)	0.0315%以下* (税抜 0.03%以下)
1%未満	0.2625%以下* (税抜 0.25%以下)	0.0525%以下* (税抜 0.05%以下)	0.1785%以下* (税抜 0.17%以下)	0.0315%以下* (税抜 0.03%以下)
2%未満	0.315%以下* (税抜 0.3%以下)	0.0735%以下* (税抜 0.07%以下)	0.21%以下* (税抜 0.2%以下)	0.0315%以下* (税抜 0.03%以下)
3%未満	0.3675%以下* (税抜 0.35%以下)	0.084%以下* (税抜 0.08%以下)	0.252%以下* (税抜 0.24%以下)	0.0315%以下* (税抜 0.03%以下)
3.5%未満	0.42%以下* (税抜 0.4%以下)	0.0945%以下* (税抜 0.09%以下)	0.294%以下* (税抜 0.28%以下)	0.0315%以下* (税抜 0.03%以下)
4%未満	0.4725%以下* (税抜 0.45%以下)	0.1155%以下* (税抜 0.11%以下)	0.3255%以下* (税抜 0.31%以下)	0.0315%以下* (税抜 0.03%以下)

4. 5%未満	0. 525%以下※ (税抜 0. 5%以下)	0. 126%以下※ (税抜 0. 12%以下)	0. 3675%以下※ (税抜 0. 35%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)
5%未満	0. 5775%以下※ (税抜 0. 55%以下)	0. 147%以下※ (税抜 0. 14%以下)	0. 399%以下※ (税抜 0. 38%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)
5. 5%未満	0. 63%以下※ (税抜 0. 6%以下)	0. 1575%以下※ (税抜 0. 15%以下)	0. 441%以下※ (税抜 0. 42%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)
6%未満	0. 6825%以下※ (税抜 0. 65%以下)	0. 1785%以下※ (税抜 0. 17%以下)	0. 4725%以下※ (税抜 0. 45%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)
6. 5%未満	0. 735%以下※ (税抜 0. 7%以下)	0. 189%以下※ (税抜 0. 18%以下)	0. 5145%以下※ (税抜 0. 49%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)
7%未満	0. 7875%以下※ (税抜 0. 75%以下)	0. 21%以下※ (税抜 0. 2%以下)	0. 546%以下※ (税抜 0. 52%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)
7. 5%未満	0. 84%以下※ (税抜 0. 8%以下)	0. 2205%以下※ (税抜 0. 21%以下)	0. 588%以下※ (税抜 0. 56%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)
8%未満	0. 8925%以下※ (税抜 0. 85%以下)	0. 2415%以下※ (税抜 0. 23%以下)	0. 6195%以下※ (税抜 0. 59%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)
8. 5%未満	0. 945%以下※ (税抜 0. 9%以下)	0. 252%以下※ (税抜 0. 24%以下)	0. 6615%以下※ (税抜 0. 63%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)
9%未満	0. 9975%以下※ (税抜 0. 95%以下)	0. 273%以下※ (税抜 0. 26%以下)	0. 693%以下※ (税抜 0. 66%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)
9. 5%未満	1. 05%以下※ (税抜 1%以下)	0. 2835%以下※ (税抜 0. 27%以下)	0. 735%以下※ (税抜 0. 7%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)
9. 5%以上	1. 1025%以下※ (税抜 1. 05%以下)	0. 3045%以下※ (税抜 0. 29%以下)	0. 7665%以下※ (税抜 0. 73%以下)	0. 0315%以下※ (税抜 0. 03%以下)

③委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。

したがって、実質的な信託報酬の配分は、前項の表の通りとなります。

④信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

3. 訂正箇所および訂正事項

(注) _____の部分は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

6 管理および運営

(1) 資産管理等の概要

<訂正前>

③換金（解約）手続き等

(略)

その他	(略)
買取り	行えません。 (異議申立てに係る買取請求については、下記「⑦その他 d 異議申立ておよび 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。)

<訂正後>

③換金（解約）手続き等

(略)

その他	(略)
(削除)	(削除)

「^{エス}S－^{ファンド}FUND（3ヶ月決算）B号」目論見書冒頭に記載いたしました「基本情報一覧」の内容を以下の通り一部訂正いたします。

（注）_____の部分は訂正部分を示します。

<訂正前>

（略）

信 託 報 酬	純資産総額の年 1.050%以下～年 0.015%以下
---------	-----------------------------

（略）

<訂正後>

（略）

信 託 報 酬	純資産総額の年 1.1025%以下 (税抜 年 1.05%以下) ～年 0.01575%以下 (税抜 年 0.015%以下)
---------	--

（略）